

(別紙) 障害者虐待の防止と対応の手引きの主な改訂のポイント

(自治体向け手引き)

- 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における障害者虐待の都道府県への通報義務等が設けられたことを踏まえ、記載を修正(P17、P33)。
- 地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援事業の実施要領の改正を踏まえ、障害者虐待防止・権利擁護研修において、国が示す標準カリキュラムの内容以上の研修を行うことを補助の要件とする旨を追加(P37)。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されたことに伴い「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に修正(P81)
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一(P101、P132)
- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加(P102)。
また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加(P132)。
- 通報者への虐待対応状況の報告及び通報者保護について、以下の記載を追加・修正。
 - ・ 養護者虐待における通報者への対応状況の報告について、明確化する観点で修正(P52)。
 - ・ 福祉施設従事者等虐待及び使用者虐待における通報等による不利益な取扱いの禁止に関連して、公益通報者保護法の規定に関する内容を参考として追加(P110、P147)。
 - ・ 福祉施設従事者等虐待及び使用者虐待における通報者への報告が必要な場合の対応等に関する記載を追加(P116、P150)。
- 令和5年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究事業の成果を踏まえ、福祉施設従事者等虐待における、虐待があった施設の再発防止に向けての支援について、施設所在地自治体の役割に関する記載を追加(P127)。
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加(P136、P137)。

(施設・事業所従事者向け手引き)

- 令和6年度報酬改定で虐待防止措置未実施減算が創設されたことの記載を追加 (P15)。
また、身体拘束廃止未実施減算の減算額が見直されたことの記載を追加 (P36)
- 指定基準上置くべき「虐待の防止に関する担当者」の記載を統一 (P14、P15)
- 原因の分析と再発の防止について、直近の調査結果を踏まえて記載を修正 (P29)
- 強度行動障害を有する利用者への適切な支援について、国の検討会や令和6年度報酬改定の内容を踏まえて、支援力の向上や地域における連携体制の整備に関する記載を追加 (P43)。